



北区内の分譲マンション管理組合に

マンション管理士を派遣します！

無料

～管理組合を対象として、マンション管理士を派遣する制度です～

- ◆対 象◆ 北区内分譲マンションの管理組合

- ◆内 容◆ 経験豊富なマンション管理士が現地に赴き、専門的見地から、管理組合に対して情報提供と助言を行います。
(講義・プレゼンテーション方式では対応しかねます。ご了承ください。)
○相談例○
総会と理事会の開催と運営、管理会社との関係、管理費、修繕積立金、大規模修繕、委託契約など
×対象外×
耐震診断、長期修繕計画の策定、修繕工事などの設計書作成、係争中の事案、測定器による建物の精密測定など

- ◆相談時間◆ 1回1時間(最大2時間まで) ※年度内2回まで利用可

- ◆費用◆ 無料(資料、会場費などが必要な場合は、実費をご負担ください。)

- ◆会場◆ 管理組合でご用意していただきます。

- ◆申込方法◆ 裏面の「東京都北区分譲マンション管理相談(派遣)申込書」にご記入の上、住宅課にご提出(郵送・FAX可能)ください。後日、住宅課より、相談日時などの詳細をお知らせします。

この分譲マンション管理無料相談は、経験豊富なマンション管理士が助言を行うものであり、問題解決をするものではありません。

また、助言の内容について法的な責任を負うものではありません。予めご了承ください。

《お急ぎの方へ》

一般社団法人「東京都マンション管理士会」でも、電話無料相談を行っています。

受付 毎週月曜日～金曜日 13時から16時まで 専用電話 03-5829-9774

北区 まちづくり部 住宅課 住宅政策係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第二庁舎3階⑨番窓口

電話 03-3908-9201 FAX 03-3908-9086



City of Kita



(〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 電話：3908-9201 FAX：3908-9086)

北区住宅課あて

年 月 日

東京都北区長殿

東京都北区分譲マンション管理相談（派遣）申込書

下記のとおり、分譲マンション管理相談（派遣）について申請します。

なお、分譲マンション管理相談を受けるにあたり、北区がこの申込書のコピーを、マンション管理士に提供することに承諾します。

住 所：〒 - 北区

理事長名（代表者） 管理組合名：

電 話：

※申込日から3週間以降の希望日時（原則平日、応相談）を第5希望まで <u>すべて</u> ご記入ください。		
希 望 日 時	第1希望	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
	第2希望	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
	第3希望	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
	第4希望	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
	第5希望	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
派遣場所（名称）		
派遣場所（住所）		
参加予定人数	人	
相談事項		
相談概要		

* 具体的かつ簡潔にご記入ください。欄が不足する場合は、別紙をつけていただいても構いません。